

筑西市

市民協働のまちづくり基本指針（改訂版）

第4次協働のまちづくり推進計画



令和4年
筑西市

目 次

はじめに

市民協働のまちづくり基本指針（改訂版）

1. 協働のまちづくりの必要性	P 3
2. 協働のまちづくりの効果	P 5
3. 協働の定義	P 7
4. 協働の基本原則	P 7
5. 協働の領域と形態	P 8
6. 協働の担い手と役割	P 9
7. 市民協働を進めるための基本方針	P 11
8. 指針の見直し	P 13

筑西市第4次協働のまちづくり推進計画

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的	P 15
2. 計画の位置づけ	P 15
3. 計画の期間	P 15
4. 計画策定の手順	P 16
5. 前計画に位置付けた事業の実施状況	P 16
6. 市民団体等のニーズの把握	P 16
7. 市民協働を進めるための主要な施策の評価	P 19

第2章 施策体系と主要な施策

1. 施策体系と主要な施策	P 20
2. 施策の形態に基づく本計画への事業の位置付け	P 21
3. 重点的に推進する事業	P 22
4. 目標指標	P 23

第3章 実施計画

第1節 意識の改革	P 24
第2節 情報の公開と共有	P 25
第3節 人材の育成	P 26
第4節 市民活動の支援	P 27
第5節 協働を支える制度の整備	P 29
第6節 市民活動の連携	P 29

第4章 計画の推進体制

資料 筑西市協働のまちづくり推進会議設置要綱	P 32
------------------------	------

■ は じ め に

少子高齢・人口減少社会の到来、地域コミュニティの希薄化、社会における様々な格差の拡大、インターネットの普及によるコミュニケーションの変質など、私たちを取り巻く社会環境は著しく変化を続けており、個性の尊重や、物の豊かさより心の豊かさの追求など、人々の価値観やライフスタイルも大きく変化しています。

これらを背景として、まちづくりに対する市民のニーズは多様化、複雑化、高度化を続けており、厳しい地方自治体の財政や人員の中で、公共機関のみでは、それらに十分に対応していくことが難しい状況にあります。

筑西市では、第1次総合計画（平成19年3月）において、「市民、地域、団体、企業、行政など多様な主体が連携・協力して地域づくりに取り組むことが重要であり、協働のまちづくりを進める」ことを目標の第一に掲げました。これを受け平成20年、市民協働の基本的な考え方やルールを示す「筑西市市民協働のまちづくり基本指針」（以下、「基本指針」という）を策定するとともに、平成21年には「筑西市協働のまちづくり推進計画（以下、「第1次推進計画」）、平成24年に「筑西市第2次協働のまちづくり推進計画」（以下、「第2次推進計画」）、平成29年に「筑西市第3次協働のまちづくり推進計画」（以下、「第3次推進計画」）を策定し、協働のまちづくりを進めてきました。

基本指針では、市民協働のまちづくりを「市民協働の成熟度に合わせながら基本施策を段階的に推進する」としていました。

まず第1次推進計画では、基本指針におけるステップ1「協働のきっかけづくり」として、パブリックコメント制度や市民団体等の登録及び公表制度の制定、ちくせい市民協働まちづくりサロンの設置などに取り組んだ結果、基本的な協働の仕組みがほぼ整いました。

次に第2次推進計画では、ステップ1で整えた仕組みを運用しつつ、ステップ2「協働の基盤強化」として、市民団体連絡協議会の設置や市民活動の組織化・ネットワーク化、活動の有機的な結びつきの強化などを進めました。

続いて令和3年度を最終年度とする第3次推進計画では、ステップ3「成熟した市民協働社会の形成」に向けて、多くの主体が市民の公益的な活動を支える相互支援を基礎とし、持続可能な市民団体の自立を促すための人材育成や活動支援などに取り組みました。この第3次推進計画では、コミュニティ拠点施設修繕等支援事業や市民活動備品機材等貸出制度整備事業などを新たに創設するなど一定の成果を得ることができましたが、指針におけるステップ3が目指した「成熟した市民協働社会の形成」を達成したとまでは言えませんでした。

そこで、協働のまちづくりは未だ道なかなばであるという認識に立ち、第3次推進計画を基礎に必要な事業を継承しつつ、新たに「筑西市第4次協働のまちづくり推進計画」（以下、「本計画」）を策定し、「成熟した市民協働社会」を目指します。なおこれに併せて、策定から10年以上が経過した基本指針についても、社会環境の変化や市の協働のまちづくりの進展状況を鑑み、見直しを行いました。

■ 市民協働のまちづくり基本指針（改訂版）

筑西市では、協働のまちづくりのための第一歩として「協働のまちづくり市民会議」（平成１９年）を設置し、市民の代表と行政が対等の立場で協議を行いました。その提言を活かして策定したものが「基本指針」（平成２０年）です。基本指針は、行政、ＮＰＯ、ボランティア団体、自治会（地縁団体）、事業所（民間企業）など地域を構成する方々が、市民生活の様々な課題の解決に向けて取り組んでいくための約束事を取りまとめ、それぞれが主体的に行動するための基本的な考え方を示すものです。

【用語の定義】

市民協働を考えていく上で、主体となる概念を次のとおり定義します。

○市民

筑西市に在住、在勤、通学する人、及び筑西市で公益的な活動を行う全ての個人を指します。

○市民活動

福祉や環境保全、教育、安全・安心の確保など、市民や市民団体が行う市民のための公益的な活動を指します。

○市民団体

自治会、老人クラブ、女性会、ＰＴＡ、母の会、ボランティア団体、ＮＰＯなど筑西市で市民のための活動を行っている全ての組織（事業所を除く）を指します。

○市民団体等

筑西市で市民のための活動を行っている全ての組織（事業所を含む）を指します。

○市民等

市民、市民団体、事業所など筑西市で活動する個人及び組織の全てを指します。

○まちづくり

街並みや景観形成、環境保全、安全安心の確保、福祉の向上、青少年育成、地域の魅力発信、人口減少対策や交流人口の増加、賑わいの創出、観光資源の発掘など、市民の暮らしの質の向上のための全ての活動を指します。

1. 協働のまちづくりの必要性

少子高齢・人口減少やインターネットの普及などに代表される社会環境の変化により、市民のニーズやライフスタイルの多様化、複雑化、高度化が進んでいることから、筑西市に限らず、市（行政）が単独できめ細やかな公共サービスを提供していくこと、市民の要望に応え続けることが難しくなっています。

過去を振り返ると筑西市では、天明の大飢饉や天保の大飢饉を経て疲弊していた下館藩を、二宮尊徳の仕法によって立て直した歴史があります。今改めて、尊徳の説いた「一円融合」の考え方の下、報徳仕法の基本理念である、至誠、勤労、分度、推譲に基づく実践により、調和の取れた持続的な発展を図っていかねばなりません。

一円融合…複数の力を合わせ調和させることにより課題を解決し、発展させること。
至誠………理屈をこねることなく、誠を尽くして実行すること。
勤労………人の意志を持ち続け、自分たちの利益になる行いを継続すること。
分度………それぞれの分限を守り、相応の生活をする事。
推譲………結果としてできた余剰の一部を将来のために譲ること。

自立的で魅力ある地域コミュニティを支え、これからのまちづくりを実践していくためには、市民一人ひとりが積極的に地域に関わり、地域や行政と協力して取り組んでいくことが重要です。私たちの暮らす「まち」は、未来の市民から託されている「預かりもの」であるとの認識に立って、市民、自治会（地縁団体）、NPO、ボランティア団体、事業所（民間企業）など様々な人々の参加を促しながら、課題の解決や魅力ある地域の創出に向けた、市民と行政による協働のまちづくりを推進していく必要があります。

（１）市民主役のまちづくり

まちづくりは、地域の歴史や自然環境、産業構造などの特性を踏まえたものでなければならず、そのプロセスも、市民が納得し、共有できるものでなければなりません。

近年、まちづくりへの市民の直接的な参加を求める声が高まりを見せていますが、市民が暮らし続けたいと思う魅力ある筑西市を築いていくためには、市民の視点で、市民を中心として、多くの市民の参加を促し、その知恵と力を活かしたまちづくりのスタイル、協働のまちづくりを確立することが必要です。

（２）「新しい公共」と「自助、共助、公助」

過去の「まちづくり」は、市民の付託を受けた公共（行政）の主導により行われてきました。これは一面では効果的な手法でありましたが、結果として様々な分野で行政への依存を強め、市民の視点が活かされにくいという結果をもたらしました。

これに対し、まちづくりは行政のみが担うべきものではなく、市民を含めた民間も取り組むべきである、という考え方が「新しい公共」です。このような考えは、特に地域に根差した身近な課題への対応を柔軟に行えるという点で、重要な意味を持っています。

また近年、内閣府（NPO担当）や国土交通省（災害救助担当）、茨城県のチャレンジいばらき県民運動の中などで、「自助、共助、公助」という概念が示されています。社会の様々な問題を解決し、地域社会が健全に維持・発展していくためには、公的な仕組みが支える「公助」だけではなく、自分のことは自分で行うという「自助」の精神に立ちながらも、行政の手が届きにくい分野や身近な分野で、多様な主体が共に助け合い、支え合う「共助」の精神で活動することが重要であるという考えです。

このように、市民や市民団体等の多様な主体が持つ活力を活かし、それぞれが適切に役割分担と責任を持ちながら、まちづくりを進めることが求められています。

（３）市民と行政の信頼関係の構築

行政は、市民協働を進める上での意識改革を進めるとともに、説明責任を果たし、透明性を高め、市民の信頼を得るよう努力を積み重ねていかなければなりません。また市民等にも、責任ある発言や行動に努め、それぞれの得意分野を活かしながら、積極的に

まちづくりに関わっていくことが求められています。協働のまちづくりを進めるには、市民と行政がコミュニケーションを深めながら、その距離感を縮め、信頼を確かなものにしていく必要があります。

2. 協働のまちづくりの効果

(1) 市民参画の促進と関心の喚起

市民協働のまちづくりを進めることによって、従来型の「行政が決めたことに市民が協力する」という市民参加から、一歩進んで「企画や計画から結果の評価まで、全ての段階に対等に参加してまちづくりに取り組む」という、市民等が能動的に関わる真の意味での市民参加型社会が形成されます。

その結果、市民は活動の成果を目の当たりにすることができ、次の活動を展開していく意欲を得られるばかりでなく、住民自治の進展にもつながり、市民の主体的なまちづくりへの参画が促進されるとともに、市民協働の担い手の裾野を拡大していくことが期待されます。

(2) 市民生活の課題へのきめ細やかな対応

市民協働のまちづくりでは市民等が、それぞれが持つ地域性や専門性、先駆性、柔軟性、機動性などの特性を活かし、地域の課題解決に貢献することができます。

その結果、通常の行政サービスでは十分に行き届かない分野でのサービスを向上させ、多様化する市民のニーズや地域の課題、行政の不得意な分野などで、きめ細やかかつ的確に対応することが可能になります。

(3) 行政の体質改善

市民協働のまちづくりを進めるには、市民等と行政がそれぞれの立場を踏まえながら、課題や目的を共有しなければなりません。そのため、行政には徹底した情報公開を行うことが求められます。

また、異なる考え方を持つ人々がこれまでにない新たな目線で行政の仕事を見つめることにより、行政が行う事務事業の必要性や役割について、再検討が行われ、行政の体質改善の契機となることも期待されます。

さらに、多くの市民等と協力して仕事をしていくことで、行政職員の意識改革を促し、縦割り行政の解消や業務の効率化につながると考えられます。

(4) 活力の創出

市民協働のまちづくりでは、市民自らが主体性を持って課題解決に向けた企画立案、実施、検証という一連の作業を行うことが必要になります。

それぞれの課題の解決に向けた様々な取り組みによって、市民活動の広がりへとつながり、活動を通じた地域への愛着と市民の一体感を育むことにより、まちづくりの主役としての市民の意識が醸成され、地域の課題を常に自分たちの課題として意識し、主体的に解決に向けて取り組む活力が創出されます。

市民協働のまちづくりの必要性と効果（まとめ）

【社会背景と時代の要請】

- ・社会情勢の変化や地域性に適合した個性的なまちづくり
- ・多様化、高度化する市民ニーズへの対応
- ・市民の参画意識の高まり、多様な担い手の出現
- ・行政サービスの有限性、効率的な行財政運営の要請
- ・地域活力の創造



	市 民	行 政
・市民参画の促進と関心の喚起	・活動結果の具現化 ・参加意識の向上と組織の強化 ・住民自治の進展 ・担い手の裾野の拡大	・住民自治の進展 ・協働の担い手の裾野拡大
・市民生活の課題へのきめ細やかな対応	・特性や能力の発揮 ・活躍の場の拡大 ・機動的な課題への対応	・苦手分野の克服 ・きめ細やかなサービスの提供
・行政の体質改善	・情報や課題の共有	・透明性の向上 ・職員の意識改革、縦割りの解消
・市民の一体感の形成と活力の創出	・地域への愛着の醸成 ・まちづくりの主役意識の形成	・地域活力の創造

3. 協働の定義

現代社会は基本的人権として「自由」が認められている反面、「自己決定・自己責任」を原則としています。私たちの身の回りの様々な課題に対して、先に示した「自助、共助、公助」の区分によれば、個人が自ら解決できる課題は個人が、自ら解決できない課題については、地域や市民団体等の多様な主体が共に助け合って解決を目指し、更には行政も含めた形で解決にあたることになります。

私たちの筑西市には、豊富な知識や経験を持つ多くの方々や、社会的な活動に取り組んでいる事業所など多様な構成員が存在します。それぞれの力をうまく組み合わせ、補い合うことによって、各々の課題を解決に導くことが可能であると考えます。

また、市民主体のまちづくりを持続可能なものにしていくためには、参加する市民が、生きがいや喜びを得られるような活動でなければいけません。

筑西市では、「協働」を次のとおり定義し、市民等と行政が一緒になって様々な課題の解決に向けて取り組んでいくこととします。

【協働とは】

市民・市民団体・企業と行政とがそれぞれに自立した主体として、互いの自主性を尊重し、豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりのために連携・協力すること。

その過程では、各々の資源を持ち寄り、長所を活かし楽しみながら、対等な立場で役割と責任を分担する。

4. 協働の基本原則

■原則1 公平・公正の原則

市民協働のまちづくりでは、協働のパートナーとなる市民や市民団体等について、平等に参画の機会が提供されることが必要です。パートナーは、前例や慣例にとらわれることなく、解決すべき課題に対応して選考基準を明確にし、透明性を確保した手続きで公平・公正に選ばなければなりません。そして、なぜそのパートナーと協働するのかを常に明らかにしておく必要があります。

■原則2 目的共有・情報共有の原則

市民協働のまちづくりでは、どのような課題があり、何のために、どのようなパートナーと協働するのかという目的や活動に必要な情報を、パートナー同士が共有しなければなりません。

また、活動内容について、第三者に対してもプロセスを含め透明性を持って積極的に情報を公開しなければなりません。特に、行政が持つ豊富な情報を適切に公開することが市民との信頼関係を構築するとともに、課題を共有し、市民の意識を高めるために不可欠です。

■原則3 対等・相互補完の原則

市民協働のまちづくりでは、その関与の度合いに関係なく、全てのパートナーが対等で横の関係にあることが重要です。そして、パートナー同士が相互に補完し合い、協力しなければなりません。パートナー同士が積極的に対話し、相互に立場や特性の違いを理解し、共通認識を持つことにより、お互いの納得の下で取り組みを進めることが必要です。また、協働を通じてお互いが学び合い、成長するよう努めることが大切です。

■原則4 自己決定・自己責任の原則

市民協働のまちづくりでは、参加を強いられたり、活動を押つけられたりする上下の関係ではなく、互いに自立した存在として役割分担や責任の所在等について自ら決定し、自ら責任を負わなければなりません。相互依存になることは、厳に戒めなければなりません。

■原則5 公益性の原則

市民協働のまちづくりでは、その活動は、公共的で市民に利益をもたらすものでなければなりません。

5. 協働の領域と形態

(1) 市民協働のまちづくりの領域

協働にはパートナーが必要であり、その際、市民等と行政との関係には多様なレベルが想定されます。協働の領域を示すモデルは、下のイメージ図のとおりですが、役割分担や責任の範囲の決定方法、協働を進める上での最適な在り方などに、決まった形はありません。解決すべき課題ごとに、協働のパートナー同士が合意を図りながら進めていく必要があります。

【市民協働の領域（イメージ図）】

（市民の領域）		（市民等と行政の協働領域）		（行政の領域）
市民主体	市民主導	双方対等	行政主導	行政主体
専ら市民の責任と主体性により行われるべき領域	市民の主体性の下に行政の協力によって行われるべき領域	市民と行政が、それぞれの主体性の下に協力して行われるべき領域	行政の主体性の下に、市民の協力や参加を得ながら行われるべき領域	専ら行政の責任と主体性により行われるべき領域

（２）市民協働のまちづくりの形態

市民協働のまちづくりを進める形態には、様々なものが考えられます。筑西市では、市民や市民団体等を協働のパートナーとした場合、具体的な協働の実施形態を次のとおりに類型化します。

形 態	内 容	具 体 例
後 援	事業実施の目的が行政の目的に合致する場合、行政の名義使用を認め、事業を支援するもの。	後援名義の使用許可 〔講演会、イベント〕 講習会等
補 助 (助成)	公益の目的を達成するために、市民や市民団体等が行う特定の事業を金銭的に支援するもの。	補助金、交付金、負担金
事業共催	共通の目的に基づき、市民や市民団体等と行政とが協働で事業の企画、運営等を行うもの。	実行委員会、協議会
事業協力	市民、市民団体等及び行政が予め目的や役割分担を決め、関連性を保ちながら一定期間継続的に事業を行うもの。	実行委員会、協議会 施設や備品等の提供（貸出）、便宜供与
情報提供 情報交換	市民、市民団体等及び行政が保有する情報を相互に継続的に提供し、活用するもの。	広報紙、ホームページ SNS
政策提言	市民等の専門的な識見や技術、地域に密着した活動から生まれる課題解決に向けた提案を行政施策に活かすもの。	市長への手紙 パブリックコメント 審議会、委員会
委 託	行政が行うべき事業をパートナーの優れた特性に着目し、契約によってその実施を委ねるもの。	業務委託 アダプトシステム※

※アダプトとは、英語で養子縁組のことを意味し、国や自治体が管理している道路や公園等の公共施設の一部を地域の方や企業、団体が引き受け、その管理、清掃等を通して、環境美化活動をする制度です。

6. 協働の担い手と役割

（１）市民

- ・一人ひとりが地域に関心を持ち、地域活動（自治会など）に自発的に参加することが必要です。併せて、自分の個性を発揮し、目的型市民活動団体やボランティアへの積極的な参加が期待されます。
- ・自分の持つ能力や知識を、市民活動やボランティア活動などの社会貢献活動に活かすことが期待されます。
- ・「批判から提言へ、そして提言から行動へ」と市民一人ひとりがまちづくりの主役である自覚を持って支え合うことが期待されます。

（２）地域コミュニティ（認可地縁団体、自治会など）

- 自治会活動の実態が地域によって大きな差異があることを前提として、他の地域での先進的な取り組みを積極的に導入することが期待されます。
- 少子高齢化や新型コロナ感染予防など、生活様式の変化や多様化などを踏まえ、住民が参加しやすい組織づくりに努め、住民同士の交流を図るとともに、地域の課題を自ら探し、その解決に向けて自ら考え、行動していくことが期待されます。
- 地域の課題解決の担い手として、ボランティア団体やNPO等、行政との連携を図り、主体的に市民協働のまちづくりを進めることが期待されます。
- 防災、防犯、環境、福祉、子育て支援など地域の課題に対応し、安全で安心なまちづくりを推進することが期待されます。

（３）目的型市民活動団体（NPO法人、ボランティア団体など）

- 今行われている活動を大切に育み、自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に活動の場を提供し、市民活動の促進拡大を図ることが期待されます。
- それぞれの設立目的に沿って、専門知識や情報等を様々な機会に活用し、機動性や専門性、先駆性を発揮し、社会的課題の解決に取り組むことが期待されます。
- 自治会や他の団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大していくことが期待されます。
- 多様化する市民ニーズに応え、幅広い公共的サービスを提供することが期待されます。

（４）中間支援組織（連絡会、協議会など）

- 市民と行政の間に立って、そのパイプ役を果たすとともに、中立的な立場から、地域のコーディネーターや相談役の機能を発揮することが期待されます。
- 地域コミュニティと目的型市民活動団体など市民協働のまちづくりの担い手となる市民団体相互のコーディネート機能を発揮することが期待されます。
- 蓄積した人的ネットワークやまちづくりの手法などを活用して、行政への政策提言を行うことや、自治活動や市民活動を総合的に支援することが期待されます。

（５）企業や事業者

- 地域の一員であることを自覚し、地域の活動や市民活動に対し、人的支援や資金援助、持っている情報や技術の提供を行うなど、積極的にまちづくりに参加することが期待されます。
- 従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備することが期待されます。

（６）行政

- 市民等の動向を的確に捉え、行政情報等を提供しながら、市民との一体感を形成することが期待されます。
- 市民活動が促進されるよう、助成制度や人的支援、活動拠点の提供、情報の共有化、組織のネットワーク化など、有形無形の支援体制の強化や活動環境の整備を積極的に行うことが期待されます。
- 多くの市民が施策の形成過程に関われるような仕組みを整備することが期待されます。

- ・市民等に必要な知識等を習得する機会を提供し、協働の担い手の発掘や人材を支援することが期待されます。
- ・職員一人ひとりの協働意識の向上を図るとともに、共にまちづくりをしていくという意識を常につけていくことが期待されます。

7. 市民協働を進めるための基本方針

(1) 意識の改革

市民協働を進めるためには、市民及び行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる皆の意識を変え、積極的に協働を取り入れていくことが必要です。

○講演会やシンポジウムの開催が、市民の関心を喚起することにつながることから、市民主体で継続的に実施する必要があります。

○SNSをはじめとするインターネット等を通じて最新の動向や事例などの情報を幅広く提供することにより、協働の意義や効果を共有するなど、協働の「見える化」を進めることが求められます。

○市民が提案しやすい環境づくりと、市民からの提案を市民とともに議論し、協働して事業化していく仕組みが必要です。

○市民のまちづくりへの参加の契機として、定期的に意向調査を実施し、市民の市政に対する評価を確認し続けることが必要です。

(2) 情報の公開と共有

協働の前提となる課題意識と目的を共有するため、必要な情報が適切に公開され、協働の担い手に共有されなければなりません。

○市民の関心を喚起するため、協働による取り組みの具体的な成功事例等を多くの市民に伝える情報発信の仕組みを構築する必要があり、特に若者世代には、SNS などインターネットによる情報発信が必須です。そのため、市民団体のPR力の向上と併せて、市には市民の情報発信を手助けしていくことが求められます。

○市の課題を含めた行政情報の公開が必要です。職員は市民の中に積極的に入っていく（接する）ことが特に重要となります。

○市の課題や方針を、インターネットの情報を得ることが苦手な世代等に対しても等しく提供するとともに、市民のやる気を喚起し、共に解決策を考えていく工夫が必要です。

○協働の成果や効果を市民にわかりやすく示し、市民協働のきっかけとなるような体

験を根づかせていくことが必要です。それにより、市民の協働意識が高まり、新たな市民活動の動きが促進されるとともに、行政との信頼関係が構築されます。

○事務事業評価（施策評価）の市民への公開により、施策への理解を深めることができます。また、市の事業について、協働を取り入れることができるかどうかの観点から見直すことが必要です。

（３）人材の育成

協働を担う人材は、まさしく「人財」であることから、人と人のつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保していかなくてはなりません。

○協働の情報をわかりやすく提供することにより、参加する市民の裾野を広げるとともに、活動団体とこれから活動したいと考えている市民を結びつけ、市への愛着や貢献意識を醸成します。情報の提供方法には、SNS、映像、広報紙などあらゆる媒体を用い、より質の高い情報をいち早く届けることが求められます。

○地域の中に埋もれている、協働のキーマンとなる人材を活用する仕組みづくりが必要です。そのため、自主的な活動を実践している人の体験等を広め、他の団体の活動や新たな取り組みのきっかけづくりに活用します。そして、そのネットワークを仲間づくりにつなげていきます。

○学生や子育て中の父母などの若い世代に対する働きかけが必要であり、市民のリーダーによる協働の意識づけや啓発を工夫することにより、次代を担う市民の育成が必要です。

○協働に積極的に取り組んでいる団体や個人、公共・公益に貢献した団体や個人を評価することにより、活動を広く知らしめるとともに、協働の定着を図ることができます。

（４）市民活動の支援

協働のまちづくりを安定した取り組みとして発展させていくためには、行政からの有形・無形の支援は不可欠ですが、市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮して行う必要があります。

○協働のまちづくりの象徴となり、また、協働に関する情報と人が集まり交流（情報交換や議論）する場（拠点）を設置する必要があります。

○市民自らが立案した地域の課題を解決するための提案を財政的に支援する仕組みが必要です。その際、一定の枠内で市民の代表が審査し、資金の使途を決めることが適当です。また、支援を受けた者の結果責任を明確にすべきであり、一方で成果を評価する仕組みが必要です。

○公益活動を行った市民が報われる仕組みを創設し、市民の公益活動に対し、一定の対価を提供することにより、参加意欲を喚起することが望めます。

○市民活動の導入として、各地域に「いつでも気軽にあつまれる場所」を用意し、居場所づくりと身近な交流の場として活用することが望めます。

(5) 協働を支える制度の整備

市民協働を推進するにあたり、取組の合理性を担保するための制度の整備が必要です。

○広く市民の声を聞き、行政に反映させる仕組みとして、パブリックコメント制度は重要であり、充実させていく必要があります。

○市民の市有財産使用を可能にしたり、協働による公益的活動を実施する際の事故に備えておく必要があります。

(6) 市民活動の連携

市民協働の成熟に向けて、協働の主体同士が情報等を交換しながら交流し、有機的連携を図っていくことが必要です。

○市としてどのような活動がなされているのかという情報を網羅的に把握し、行政と市民等が共有していくことが不可欠です。併せて、活動の充実や参加者の拡大を図るため、事業者の行う地域貢献活動（企業メセナ〔直接的な見返りを求めない芸術文化支援〕など）との連携が望めます。

○公益活動を「やっている人」や「やりたい人」と支援とをマッチングさせていくことが必要です。

○個人の活動を団体の活動に活かし、それらの団体が相互に連携して、新たな展開を図るため、団体の組織化と団体相互のコミュニケーションを高めていく必要があります。

8. 指針の見直し

この基本指針（改訂版）は、市民協働の担い手が拠りどころとするものであることから、社会情勢の変化や市民生活の動向、実施した協働事業の評価結果等を踏まえ、行政及び市民等が対等の立場で不断の見直しを行い、常に実情に適合したものとしておくことにより、市民協働のまちづくりの一層の充実を図ります。

＜ 資料 ＞

筑西市における協働のまちづくりの歩み

H18年度	筑西市総合計画策定（前期基本計画 H19～23年度）、まちづくりの第一目標に「連携と協働で進めるまちづくり」を掲げる。
H19年度	協働のまちづくり推進会議設置
H20年度	市民協働のまちづくり基本指針策定 まちづくり出前講座開設、住民参加型まちづくりファンド事業実施
H21年度	協働のまちづくり推進計画（H21～H23年度）
H22年度	ちくせい市民協働まちづくりサロン開設 パブリックコメント制度実施、市民団体の登録及び公表に関する要綱策定、市民協働のまちづくりシンポジウム開催、市民協働マニュアル職員編作成、市民討議会開催
H24年度	第2次協働のまちづくり推進計画（H24～28年度）
H25年度	市民団体連絡協議会設立、市民協働マニュアル市民編作成
H26年度	市民団体向け補助金ガイド作成、市民団体意識調査の実施
H28年度	協働のまちづくりフォーラム開催
H29年度	第3次協働のまちづくり推進計画（H29～R3年度） 協働のまちづくり学習会事業実施、市民活動備品等貸出事業実施
R2年度	市民提案型事業（合併振興基金活用事業）募集開始

■ 筑西市第4次協働のまちづくり推進計画

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的

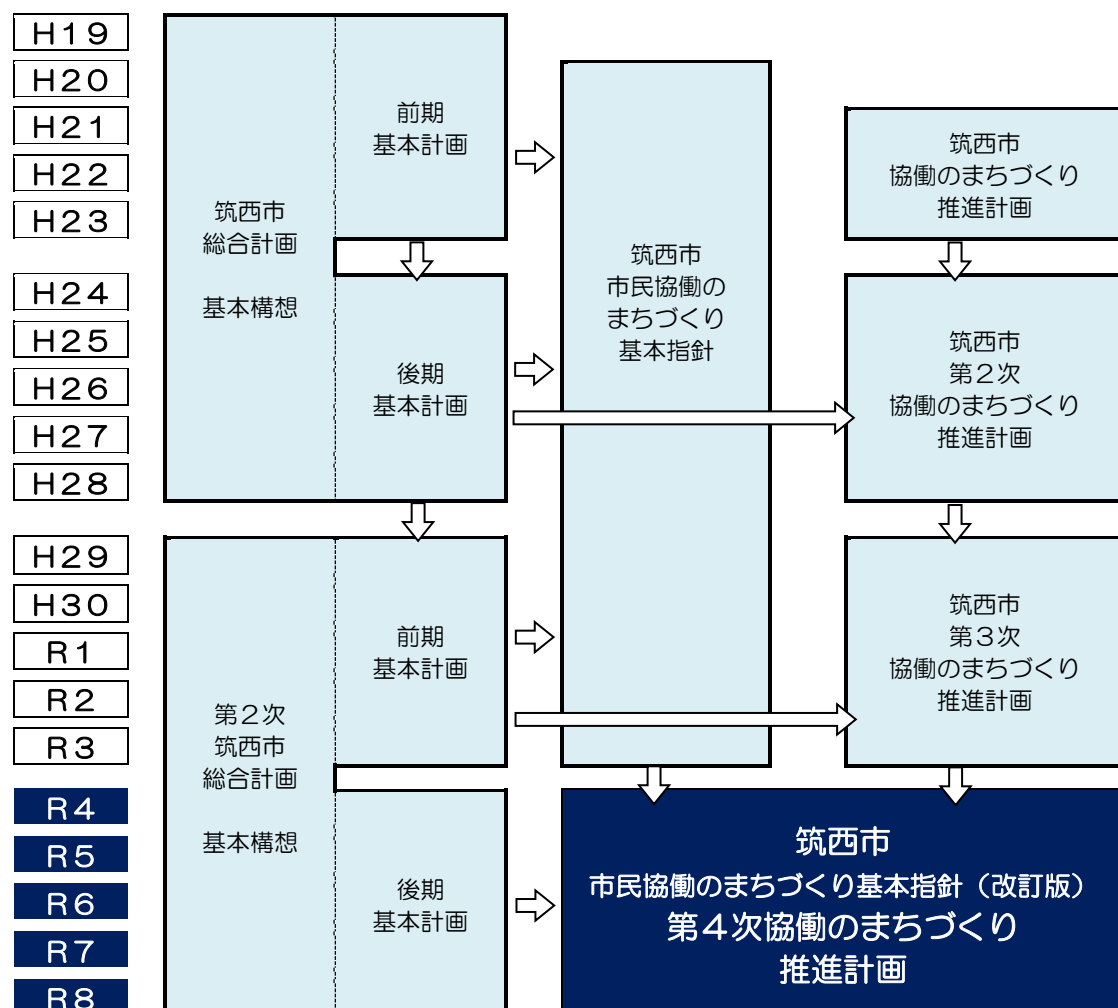
本計画は、第3次推進計画を継承し、協働のまちづくりを円滑に推進、実行していくために策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、筑西市総合計画及び市民協働のまちづくり基本指針（以下、指針）に基づく推進計画（実施計画）とします。

3. 計画の期間 令和4年度～令和8年度（5年間）

本計画の期間は、第2次筑西市総合計画の後期基本計画に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、計画事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを行います。



4. 計画策定の手順

- (1) 第3次推進計画に位置付けた事業（40事業）の実施状況を把握します。
- (2) 協働の担い手である市民団体等に調査を行い、協働を進めていくための意向や課題を把握します。
- (3) 基本指針（平成20年）に基づき、主要な施策の評価及び見直しを行います。
- (4) 第3次推進計画から継続して実施する事業、主要な施策の見直しに伴う新規事業を位置付けます。
- (5) 施策に基づく事業のうち、重点的に推進する事業を位置付けます。
- (6) 第2次筑西市総合計画（後期基本計画）との整合を図ります。

5. 前計画に位置付けた事業の実施状況

第3次推進計画期間の平成29年度から令和3年度までの全40事業について、事業ごとに目標となる指標と目標値を設定し、毎年、各事業の実施状況を調査しました。また、各節に目標となる指標と目標値を設定し、毎年、その実施状況を調査しました。令和2年度における実施状況は次のとおりです。

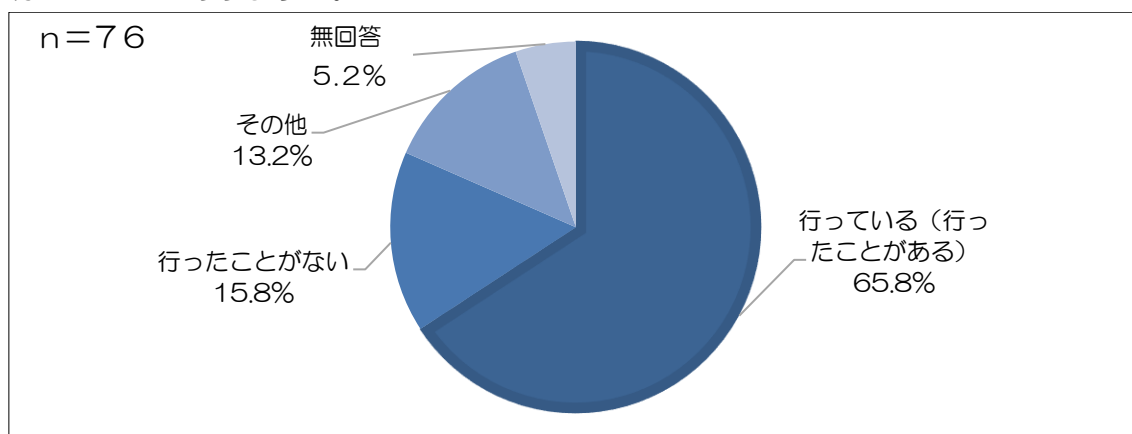
全40事業中・目標を達成し、更なる拡充を目指す	13事業
・今後も継続して事業を行う	23事業
・見直し、改善が必要	1事業
・中止、廃止	3事業

6. 市民団体等のニーズの把握

(1) 市民団体の協働に関するアンケート調査

令和3年2月に、市民団体等の意見を計画策定に活かしていくことを目的とした調査を実施しました。市民団体等の課題・ニーズについての設問に対する結果は、次のとおりです。

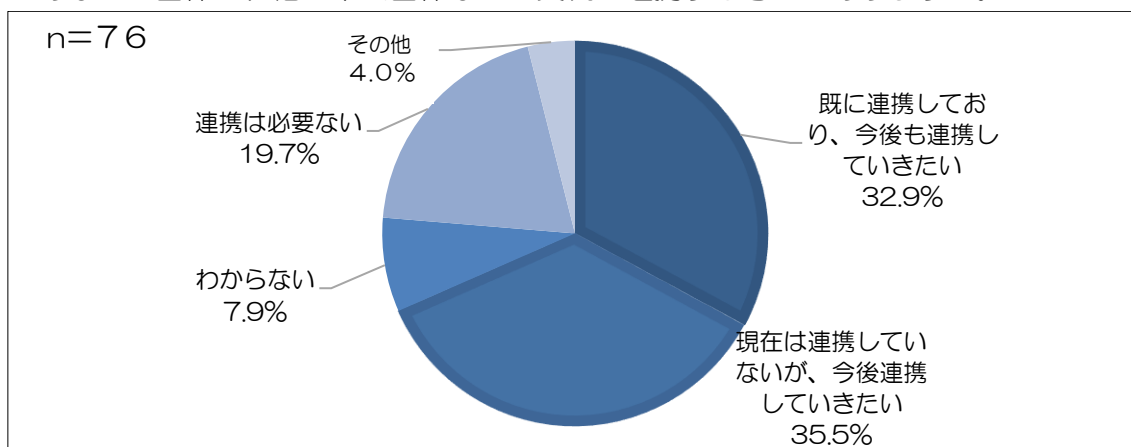
○あなたの団体は、筑西市(行政)と協働で事業を行っていますか。又は協働で事業を行ったことがありますか。



「行っている（行ったことがある）」の回答が65.8%となり、半数以上の団体がすでに筑西市(行政)と協働で事業を行っていることが分かりました。

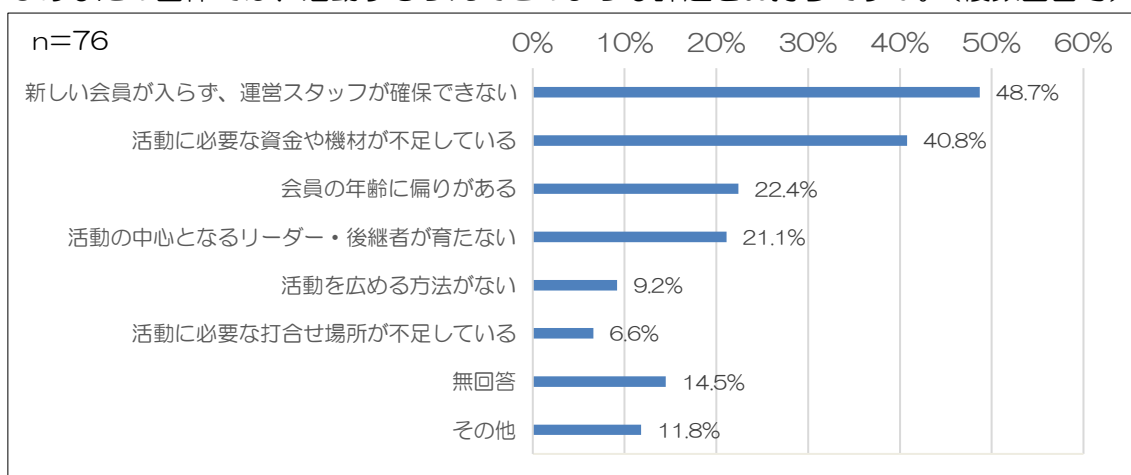
※「社会福祉協議会と協働事業を行っている」という回答が複数ありましたが、「その他」に分類しました。

○あなたの団体は、他の市民団体などと交流・連携する考えはありますか。



「既に連携しており、今後も連携していきたい」、「現在は連携していないが、今後連携したい」を合すると68.4%となり、約70%の団体が連携の必要性を考えていることが分かりました。

○あなたの団体では、活動するうえでどのような課題をお持ちですか。（複数回答可）

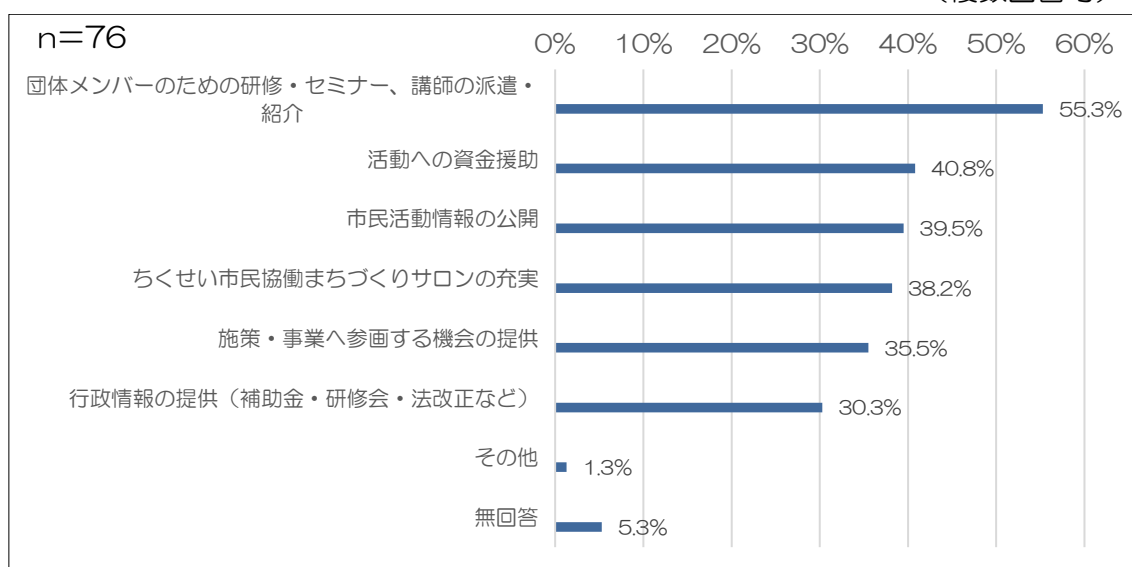


「新しい会員が入らず、運営スタッフが確保できない」（48.7%）の回答が最も多く、次いで「活動に必要な資金や機材が不足している」、「会員の年齢に偏りがある」、「活動の中心となるリーダー・後継者が育たない」という回答が上位を占めました。

この結果から、「会員の高齢化」、「後継者の育成」、「活動資金や機材の確保」、「若い世代の人材育成」が課題となっていることが分かりました。

○「協働によるまちづくり」を進めるためにどのような支援策を望みますか。

(複数回答可)



「団体メンバーのための研修・セミナー、講師の派遣・紹介」（55.3%）が最も多く、次いで「活動への資金援助」、「市民活動情報の公開」、「ちくせい市民協働まちづくりサロンの充実」という回答が上位を占めました。

この結果から、「人材育成」、「資金援助」、「備品や機材の提供」、「情報公開や情報提供」が望まれていることが分かりました。

（２）市民団体連絡協議会運営委員会ヒアリング調査

令和３年７月～１１月、市民団体等の課題・ニーズを施策に反映させるため、「市民団体の協働に関する調査」の結果をもとに、市民団体連絡協議会運営委員会においてヒアリングを行いました。

上記（１）（２）の調査の結果、施策内容に反映する事項として、リーダーや後継者の人材育成、資金確保、備品や機材の提供、市民団体相互の連携の強化が必要であるという結果になりました。

▶リーダーや後継者の人材育成

要望＝研修会、セミナー等の開催、市民団体の交流の場の拡大

▶資金確保

要望＝合併振興基金活用事業の拡充、官民補助（助成）制度の紹介・あっせん

▶備品や機材の提供

要望＝市民活動などに必要な備品・機材等の貸出の拡充

▶市民団体相互の連携の強化

要望＝市民団体等の円滑な運営と有機的な連携の強化

7. 市民協働を進めるための主要な施策の評価

第1次推進計画から第3次推進計画では、基本指針（平成20年）に基づき、市民協働を進めるための主要な施策を位置付けて、市民協働を推進してきました。事業の実施状況をもとに施策を評価した結果は、次のとおりです。

全25施策中

- ・現状のまま継続する事業 16施策
- ・見直して継続する施策 1施策
- ・完了した施策 8施策

節	主要な施策	評価
第1節 意識の改革	1. 行政における一元的で総合的な窓口の設置	完了
	2. 講演会やシンポジウム等の実施	継続
	3. 市民協働マニュアルの策定	完了
	4. 市民の提案を実行するための仕組みづくり	継続
	5. 市民提案制度の創設	継続
	6. 市民意向調査の実施	継続
第2節 情報の公開と共有	7. 市民協働データベースの整備	継続
	8. 市政出前講座や市政懇談会の実施	継続
	9. 市民協働モデル事業の実施	完了
	10. 協働の結果評価と市民への周知	継続
第3節 人材の育成	11. 人材バンクの設置	完了
	12. 仲間づくりの支援（市民活動コーディネーター）	継続
	13. 次代の市民協働を担う人材の育成	継続
	14. 市民団体の評価、表彰	継続

節	主要な施策	評価
第4節 市民活動の支援	15. 市民活動の拠点の整備	継続
	16. 協働のまちづくり専管課の設置	完了
	17. 市民協働推進リーダーの設置	継続
	18. 市民活動を支援する基金の設置	完了
	19. 市民協働まちづくり委員会（審査会）設置	完了
	20. 市民の公益活動に報いる仕組みの創設	見直し
第5節 協働を支える制度の整備	21. パブリックコメントの制度化	継続
	22. ボランティア休暇制度の拡充	完了
	23. 市有財産の市民活動への提供	継続
第6節 市民活動の連携	24. (仮)市民団体連絡協議会の組織化	継続
	25. 市民会議や市民フォーラムの設置	継続

第2章 施策体系と主要な施策

1. 施策体系と主要な施策

市民協働を進めるための主要な施策の評価結果や、市民団体等の課題・ニーズなどを踏まえたうえで見直しを行った結果、本計画における主要な施策は次のとおりとします。

指針が目指す「成熟した市民協働社会の形成」に向けて、引き続き持続可能な市民団体等の自立を促すための人材の育成や市民活動の支援を強化していきます。

節	基本目標	主要な施策
第1節 意識の改革	市民と行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる皆さんの意識を変え、積極的に協働を取り入れていきます	1. まちづくり活動への参画意識の醸成 2. 協働のまちづくり意向調査等の実施
第2節 情報の公開と共有	協働のパートナー同士が必要な情報を適切に公開し、共有します	3. 市民団体等の情報発信の推進及び支援 4. まちづくり情報の交換と共有
第3節 人材の育成	人と人とのつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保します	5. 次代の市民協働を担う人材の育成 6. 協働の推進リーダー・コーディネーターの育成
第4節 市民活動の支援	市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら、行政からの有形・無形の支援を行います	7. 市民活動拠点（協働サロン）及び相談体制の充実 8. 活動を支援する補助制度等の充実、あっせん
第5節 協働を支える制度の整備	協働を推進するにあたり、取組の合理性等を担保するための制度を拡充します	9. パブリックコメント制度の充実 10. 市民活動備品・機材等の貸出制度等の拡充
第6節 市民活動の連携	協働の主体同士が情報等を交換しながら交流し、有機的な連携が図れるよう支援します	11. 市民団体連絡協議会との連携強化 12. 協働の主体同士の有機的連携

2. 施策の形態に基づく本計画への事業の位置付け

(1) 本計画への事業の位置付け

第3次推進計画では、成熟した市民協働社会の形成を目指し、市民と行政が双方対等な協働の形態を主軸として推進するという考えから、①事業共催、②事業協力、③情報提供・情報交換、④政策提言という、4つの協働の形態に属する事業を、実施計画に位置付けました。

本計画においてもこれを引継ぎ、4つの協働の形態に属する事業を主軸に、前述の市民団体へのアンケート調査結果などを考慮し、事業を位置付けます。

【参考1】協働の領域と形態

(市民の領域)		(市民等と行政の協働領域)		(行政の領域)
市民主体	市民主導	双方対等	行政主導	行政主体
専ら市民の責任と主体性により行われるべき領域	市民の主体性の下に行政の協力によって行われるべき領域	市民と行政が、それぞれの主体性の下に協力して行われるべき領域	行政の主体性の下に、市民の協力や参加を得ながら行われるべき領域	専ら行政の責任と主体性により行われるべき領域
	後援 補助(助成)	①事業共催 ②事業協力 ③情報提供・情報交換	④政策提言 委託	

【参考2】用語解説

形 態	内 容	解 説
後 援	事業実施の目的が行政の目的に合致する場合、行政の名義使用を認め、事業を支援するもの。	後援名義の使用許可 (講演会、イベント、講習会等)
補 助 (助 成)	公益の目的を達成するために、市民や市民団体等が行う特定の事業を金銭的に支援するもの。	補助金、交付金、負担金
事業共催	共通の目的に基づき、市民や市民団体等と行政とが協働で事業の企画、運営等を行うもの。	実行委員会、協議会
事業協力	市民、市民団体等及び行政が予め目的や役割分担を決め、関連性を保ちながら一定期間継続的に事業を行うもの。	実行委員会、協議会 施設や備品等の提供(貸出) 便宜供与
情報提供 情報交換	市民、市民団体等及び行政が保有する情報を相互に継続的に提供し、活用するもの。	広報紙、ホームページ SNS
政策提言	市民等の専門的な識見や技術、地域に密着した活動から生まれる課題解決に向けた提案を行政政策に活かすもの。	市長への手紙、パブリックコメント 審議会、委員会
委 託	行政が行うべき事業をパートナーの優れた特性に着目し、契約によってその実施を委ねるもの。	業務委託 アダプトシステム

(2) 本計画の事業数

- ・前計画から継続して位置付ける事業 37事業
 - ・新たに位置付ける事業 2事業
- 計 39事業

(3) 新規事業

施策（節）	事業名	協働の形態
第3節 人材の育成	地方創生学生交流事業	事業共催
第4節 市民活動の支援	市民提案型事業	補助（助成）

3. 重点的に推進する事業

主要な施策を効率的に推進していくため、全事業（39事業）のうち、次の8事業を重点事業として位置付けるものとし、積極的な事業の実施に努めます。

節	基本目標	事業数	重点事業
第1節 意識の改革	市民と行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる皆さんの意識を変え、積極的に協働を取り入れていきます	1事業	協働のまちづくりイベント事業
第2節 情報の公開と共有	協働のパートナー同士が必要な情報を適切に公開し、共有します	1事業	市民団体等の登録及び公表制度運営事業
第3節 人材の育成	人と人とのつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保します	1事業	協働のまちづくり学習会事業
第4節 市民活動の支援	市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら、行政からの有形・無形の支援を行います	2事業	ちくせい市民協働まちづくりサロン事業 集会施設修繕補助事業
第5節 協働を支える制度の整備	協働を推進するにあたり、取組の合理性等を担保するための制度を拡充します	2事業	パブリックコメント事業 市民活動備品・機材等貸出制度事業
第6節 市民活動の連携	協働の主体同士が情報等を交換しながら交流し、有機的な連携が図れるよう支援します	1事業	市民団体連絡協議会事業
計		8事業	

4. 目標指標

指針が目指す「成熟した市民協働社会の形成」に向けて、施策の体系ごとに目標となる指標を定め、目標値達成に向けて取り組みます。

節	目標となる指標等	R3年度 実績値	R8年度 目標値
第1節 意識の改革	行政と協働で事業を行った市民団体等の割合	65.8%	70.0%
第2節 情報の公開と 共有	市民団体等のデータベース登録数	109団体	115団体
第3節 人材の育成	協働のまちづくり学習会への参加者数	累計366人	累計500人
第4節 市民活動の 支援	ちくせい市民協働まちづくりサロンの利用者 満足度	92.9%	90.0% 以上を維持
第5節 協働を支える 制度の整備	市民活動備品・機材等貸出制度の利用回数	24件 (R2)	毎年30件 以上
第6節 市民活動の 連携	他の団体と交流・連携した市民団体等の割合	32.9%	60.0%

第3章 実施計画

第1節 意識の改革

【計画事業数＝7事業】

市民と行政職員をはじめとして、まちづくりに関わる皆さんの意識を変え、積極的に協働を取り入れていきます

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
1	市長ほっとライン	広報広聴課	市民の声を市政に反映させていくため、市長へのハガキなどで意見や提言を募集する。	政策提言	・市民
2	行政改革推進委員会運営事業	行政改革推進課	社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営を推進するため、市の行政改革の推進について必要な事項を協議し、又は市長の諮問に応じて調査審議する委員会を開催する。	政策提言	・市民
3	協働のまちづくりイベント事業	市民協働課	市民団体活動の活性化や市民団体間の交流促進を図るとともに、市民のまちづくり活動への参画意識の醸成を図るため、フォーラム等のイベントを開催する。	事業共催	・市民団体 等
4	市民協働マニュアル活用事業	市民協働課	市民に市民協働を広く理解してもらうため、協働の導入手引書となる市民協働マニュアルを活用する。	情報提供・ 情報交換	・市民団体 等
5	市民討議会事業	市民協働課 及び関係課	まちづくりの参考とするとともに、市民のまちづくりへの参加意識の醸成を図るため、地域の代表者に限らず、今まで行政に声を届ける機会の少なかった人たちの意見を幅広く聴くワークショップ等を開催する。	事業共催	・（公社）下館青年 会議所、市民団体 等
6	避難行動要支援者 避難支援計画推進 事業	社会福祉課	災害時において一人も見逃すことなく避難することができる体制と、避難生活における必要な支援を的確に行うことができる体制の整備を目的に、災害時に支援を要する要援護者に関する情報把握、減災活動、災害情報伝達、避難行動、避難生活における支援等に係る事項を明確にする。	情報提供・ 情報交換	・市民
7	地域福祉計画推進 事業	社会福祉課	市民一人ひとりが年齢や障害の有無にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう、市民や地域全体、事業者、行政が協力して創りあげていく、「地域福祉」を進めるため、市民の様々な生活課題・生活要望に対応できる「地域」を基盤とした行政・民間の仕組みを創る。	情報提供・ 情報交換	・市民

第2節 情報の公開と共有 【計画事業数＝5事業】

協働のパートナー同士が必要な情報を適切に公開し、共有します

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
8	ちくせい市政懇談会	広報広聴課	市民と行政の協働のまちづくりの一環として、市長自らが市政運営の方針や課題を市民に語るとともに、市民の皆さんから意見・提案を受け、また、その他地域の課題などについて、市民の皆さんと一緒に考え・知恵を出し合う。	政策提言	・地域別又は業種別の団体 等
9	記者会見開催事業	広報広聴課	筑西記者クラブに加入している報道機関各社に会見し、市長自らが市の重要施策（主要事業や行事予定など）を伝え、市内外に広くPRしてもらう。	情報提供・ 情報交換	・筑西記者クラブ
10	市民便利帳協働発行事業	広報広聴課	市民生活に必要な行政情報をまとめた冊子を、民間事業者が募集した広告料を製作経費に充て、官民協働で発行し、市民サービスの向上につなげる。	事業共催	・民間事業者
11	市民団体等の登録及び公表制度運営事業	市民協働課	市民団体の活性化や相互の交流を図るため、公益的な活動を行っている市民団体等の情報を収集・公表する制度を運営する。併せて、SNSなどインターネットを活用した、市民団体等の情報発信を図る。	情報提供・ 情報交換	・市民団体 等
12	まちづくり出前講座事業	市民協働課及び関係課	市民の市政に関する理解や関心を深めるため、職員等を講師として派遣し情報を提供する講座を開催する。	情報提供・ 情報交換	・10人以上で構成された団体、グループ

第3節 人材の育成 【計画事業数＝4事業】

人と人とのつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保します

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
13	協働のまちづくり 学習会事業	市民協働課	市民協働を担う人材（リーダーや後継者）や 市民活動の情報化を円滑に進める人材を育成 するための研修会・講習会等を実施する。	情報提供・ 情報交換	・市民団体 等
14	ロケーションサー ビス事業	観光振興課	筑西市のPRと地域活性化を図るため、映画 やドラマ等のロケを積極的に誘致し、撮影候 補地との調整等ロケ隊への支援を行う。筑西 市活性化プロジェクト「ちくくタグ」との 協働事業である。	情報提供・ 情報交換	・筑西市活性化プロ ジェクト「ちくく タグ」
15	ちくせい市民大学 「立正大学デリバ リーカレッジ」	生涯学習課	学びたい市民が、地域の問題や暮らしの課題 を自らの課題として学習できるように、立正 大学産学官連携推進センターと連携し、まち づくり出前講座のメニューを活用して、ちく せい市民大学「立正大学デリバリーカレッ ジ」を開設・運営する。	事業共催	・立正大学研究推進 地域連携センター
16 新	地方創生学生交流 事業	人口対策課	ちくせい若者まちづくり会議を組織して、 フィールドワークや市民との交流等により地 域の実情に触れ、学生の目線で発見する魅力 等のSNSでの発信や、賑わいをつくりだすた めの企画の提言・実行を支援しながら、学生 の自己研鑽の場の提供と郷土愛の醸成を図る もの。	事業共催	応募学生（大学、専 門学校等）

第4節 市民活動の支援 【計画事業数＝13事業】

市民等の主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら、行政からの有形・無形の支援を行います

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
17	ちくせい市民協働まちづくりサロン事業	市民協働課	市民や市民団体等が行う公益的な活動を支援するため、市民協働のまちづくりの拠点施設として、打合せコーナー、印刷コーナー等の貸出しやまちづくりに関するアドバイス等を行う「ちくせい市民協働まちづくりサロン」を管理・運営する。併せて、インターネットなどを用いた、サロンの情報発信機能の強化を図る。	事業協力	・市民、市民団体等
18 新	市民提案型事業	市民協働課	筑西市合併振興基金を活用し、新市の一体感の醸成及び旧市町単位の地域振興を図るため、市民団体等が主体的に実施する様々な地域活性化の取組（市民提案型事業）に対し、事業の一部を助成し、協働のまちづくりの推進を図る。	補助（助成）	・市民団体 等
19	一般コミュニティ助成事業	市民協働課	コミュニティ組織の健全な発展を図るため、（一財）自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源とする助成制度を活用し、自治会等が行うコミュニティ備品整備事業に対し助成を行う。	補助（助成）	・自治会 等
20	集会施設修繕補助事業	市民協働課	筑西市合併振興基金を活用し、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会が維持管理する集会施設の修繕工事に係る経費の一部を、市予算の範囲内において補助する。	補助（助成）	・自治会
21	勤行川の鮭を活かした筑西市イメージアップ事業	企画課	勤行川における鮭の遡上を活かし、筑西市のイメージアップを図ることにより、まちづくりの資源のひとつとする。	事業協力	・しもだて紫水ロータリークラブ
22	ごみ減量化・資源リサイクル推進事業	環境課	ごみの減量化とリサイクル率の向上を図るため、各地域における資源ごみ分別回収の徹底推進などのごみ減量化に関する事業及び環境保全に関する事業の取組を協働して行う。	事業協力	・クリーン・リサイクル筑西市下館地区推進委員会、関城地区ごみ減量会議、クリーンアップあけの、筑西市協和地区ごみ減量化推進協議会
23	地域安全及び犯罪防止事業	市民安全課	子どもの犯罪被害防止・住宅対象侵入被害防止・乗り物等被害防止を運動重点として活動する。警察署・防犯連絡員・少年指導委員等の協力を得て、スーパー駐車場で、チラシ等を配布する街頭キャンペーンを実施する。	事業協力	・筑西地区防犯連絡協議会、少年指導員等

第4節 市民活動の支援

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
24	交通安全啓発運動事業	市民安全課	交通マナー・交通ルールの習慣付けに重点を置いた交通安全啓発活動を行う。期間中に市内の高等学校・筑西警察署と協力し、啓発品・チラシ等を配布する街頭キャンペーンを実施する。	事業協力	・筑西地区交通安全協会、筑西地区交通安全母の会 等
25	自衛隊家族会活動育成事業	消防防災課	防衛基盤の確立を図るため、防衛意識の普及高揚及び自衛隊に対する支援等を行う自衛隊父兄会の支援育成を行う。	事業協力	・筑西市自衛隊父兄会
26	応急手当講習会開催事業	消防防災課	万一の場合に的確な対応を行い、一人でも多くの命を救えるようにするため、自治会、小中学校、PTA等が開催する応急手当講習会に、女性消防団活動の一環として、女性消防団員が参加し、突然の怪我や病気におそわれたときに、家庭や職場、地域で出来る応急手当を消防署員の協力を得て指導する。	事業協力	・自治会、小中学校、PTA
27	高齢者とのふれあい事業	認定こども園せきじょう	高齢者とのふれあいを通して、子どもたちの豊かな心を育むため、高齢者と一緒に季節の行事を行う。	事業協力	・特別養護老人ホーム「筑園苑」
28	違反広告物追放推進事業	都市整備課	違反広告物の撲滅を目指し、電柱等、屋外広告物を本来表示してはならないもの（禁止物件）に表示された「はり紙」等の違反広告物について、市民団体に身近な地域の除却権限を委嘱し、住民、行政、管理者等が一体となり違反広告物の追放を行う。	事業協力	・地区防犯連絡協議会 等
29	地域子ども安全ボランティア事業	生涯学習課	家庭・学校・地域が連携して子どもの安全を守り、地域全体で子どもを育てていくという意識を高めていくため、日常的に子どもたちを見守るボランティアを募集し、子どもたちの通学時の安全を確保する。	事業協力	・市民

第 5 節 協働を支える制度の整備 【計画事業数＝2 事業】

協働を推進するにあたり、取組の合理性等を担保するための制度を拡充します

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
30	パブリックコメント事業	市民協働課 及び関係課	施策等の策定、改定等の過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民による市政への積極的な参画の促進を図るため、市民等の意見を聴収する制度を運用する。	政策提言	・市民
31	市民活動備品・機材等貸出制度事業	市民協働課	イベント等の市民活動を支援するため、活動に必要な備品や機材等を貸出する。	事業協力	・市民団体 等

第 6 節 市民活動の連携 【計画事業数＝8事業】

協働の主体同士が情報等を交換しながら交流し、有機的な連携が図れるよう支援します

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
32	筑西市新年賀詞交歓会事業	秘書課	筑西市内の官公庁関係者、産業・経済界関係者等が一堂に会し、新春を寿ぎ、筑西市の発展を祈念する。	事業共催	・JA北つくば、下館商工会議所、筑西市商工会
33	チャレンジいばらき県民運動参画事業	市民協働課	青少年、福祉、環境、生活など様々な分野での活動を団体、企業、行政が手をつないで支えあい、やさしさとふれあいのあるいばらきを創造するために、「チャレンジいばらき県民運動」の趣旨に賛同し、運動に参画する。	事業協力	・筑西市ネットワーク協議会
34	市民団体連絡協議会事業	市民協働課	市民参加による協働のまちづくりを推進するため、会員相互の有機的なネットワークを図ることを目的に設置された市民団体連絡協議会の円滑な運営と主体的な取組を支援し、交流の場の拡大を図る。	事業協力	・市民団体 等

第6節 市民活動の連携

No.	事業名	担当課	事業の目的及び内容	事業形態	相手方
35	男女共同参画推進委員会事業	市民協働課	男女共同参画の推進及び普及啓発を効果的に行うため、男女共同参画基本計画に基づく啓発事業の企画や当該事業の運営を行う。	事業共催	・男女共同参画推進委員会
36	男女共同参画推進パートナー事業	市民協働課	男女共同参画社会の実現を推進するための事業を市、市民、事業所が連携・協力して行うため、推進パートナーとしての登録を促進し、情報提供や主体的な活動を支援する。	情報提供・情報交換	・男女共同参画推進パートナー
37	ごみのないきれいなまちづくり推進事業	環境課	地域環境美化に資するため、ごみ不法投棄・ポイ捨ての防止対策を市民との連携、協力で推進する。	事業協力	・クリーンアップあけの環境監視員活動、その他の環境市民団体
38	ちくせい市民講師事業	生涯学習課	市民の主体的な学習を支援するため、様々な知識、技能、特技等を有する市民を「ちくせい市民講師」として登録し、市民からの求めに応じて、その知識、技能、特技等を伝え、自ら学ぼうとする市民を支援する。	事業協力	・ちくせい市民講師
39	公民館講座開催事業	地域交流センター	市民の学習意欲と多様なニーズに応え、「ちくせい市民講師制度」を活用するなどして市民を講師に招き、各種公民館講座を開催する。	事業協力	・「ちくせい市民講師」などの市民

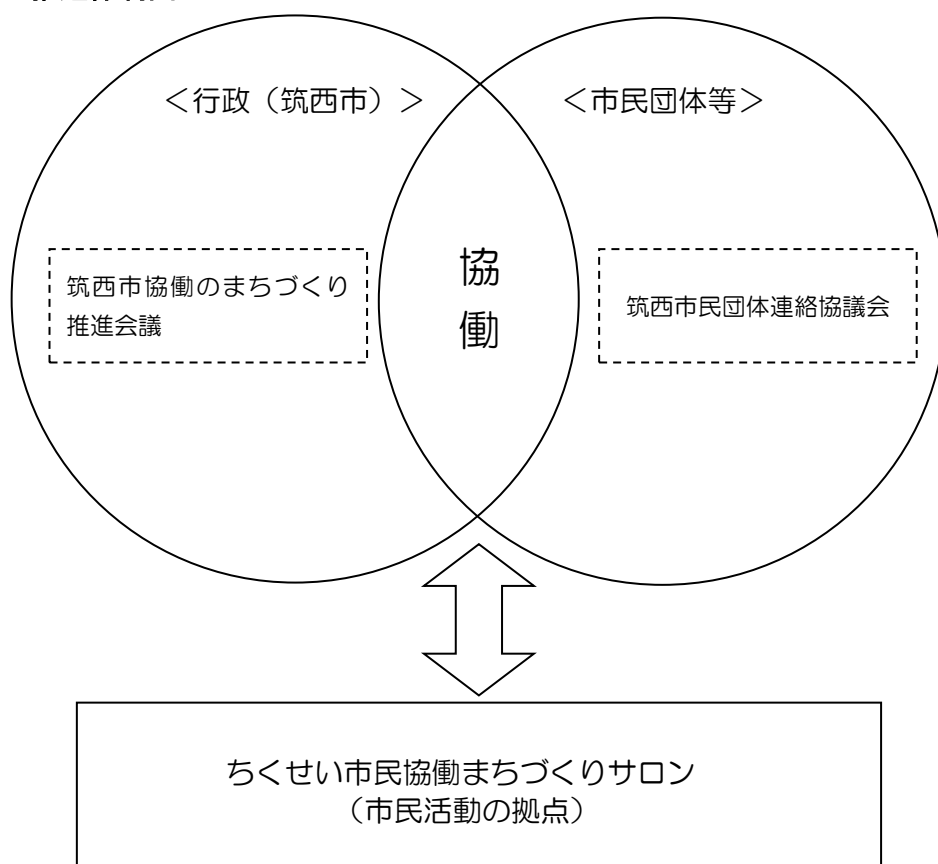
※担当課は、組織機構の改編による移管あり。

第4章 計画の推進体制

本市では、市民と行政との協働のまちづくりを全庁的に推進するために、平成19年度から「筑西市協働のまちづくり推進会議」を設置しています。推進会議では、本計画に位置付けられた事業の進行管理や施策の調査・研究など協働のまちづくりに関する部局間の横断的な調整を行い、効率的な推進を図ります。

また、平成25年度に設置された「筑西市民団体連絡協議会」等を通じて、市民団体等相互の有機的なネットワークづくりと連携強化を促進するとともに、市民団体等の取組みを支援するための拠点として、平成22年度に開設した「ちくせい市民協働まちづくりサロン」の充実に努めます。

計画の推進体制図



〈 資料 〉

筑西市協働のまちづくり推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 筑西市総合計画の理念に基づき、市民や地域コミュニティ、NPO法人、ボランティア団体、民間企業などと行政が協働したまちづくりを目指し、協働に関する政策等の調査・研究、企画・立案及び総合調整を通じて市内全体で協働を推進するため、筑西市協働のまちづくり推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、その目的を達成するため、次のことについて検討・協議する。

- (1) 市民協働のまちづくりのための調査・研究に関すること。
- (2) 市民協働のまちづくりを推進するための政策の企画・立案に関すること。
- (3) 市民協働のまちづくりに関する諸施策の部局横断的な調整に関すること。
- (4) その他、市民協働のまちづくりの推進のために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、市長公室長のほか、別表に掲げる各部等の次長等の職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長には市長公室長の職にある者を、副会長には市長公室次長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議の事務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 推進会議に、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、推進会議から指示された事項及び市民協働のまちづくりに関する施策の調査・研究を行う。
- 3 ワーキングチーム員は、市職員を対象とする公募に応募した職員のうちから市長が選考し、任命する。
- 4 前項のほか、必要があるときは、市長がワーキングチーム員を任命することができる。
- 5 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダーを置く。リーダー及びサブリーダーは会長が指名する。
- 6 本条に定めるほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(設置期間)

第7条 推進会議の設置期間は、会長が委員に諮ってこれを定める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民協働のまちづくり主管課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

市長公室
総務部
企画部
財務部
市民環境部
保健福祉部
こども部
経済部
土木部
上下水道部
会計課
教育委員会
議会事務局
農業委員会事務局

※ 該当する職の者が2名以上いる場合は、あらかじめ各部長等が指名する職員とする。

※ 該当する職の者がいない場合は、あらかじめ各部長等が指名する課長とする。

筑西市
市民協働のまちづくり基本指針（改訂版）
第4次協働のまちづくり推進計画
令和4年 3月

策定：筑西市
担当：市長公室市民協働課
〒308-0031 茨城県筑西市丙 372
TEL 0296-23-1600